愛媛県内の状況

【R3.4.8 9時現在】

<封じ込め・終了事例>

事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株 陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
対処事例①:342事例 ※193、252、262、335、 336、341、358、373:欠番		10,165	9,076	1,089		•	•	•

<囲い込み事例>

対処事例②:27事例		389	328	61		•	•	0
371事例目 (松山市保健所)	3/29	(<u>2)</u> 16	(<u>2)</u> 15	1		•	•	0
344事例目 【職場内⑤·松山市】	3/24	135	113	22	+	•	•	0
松山市保健所:9事例 (387、388、392、394、398、 401~403、405事例目)		109	93	16		•	•	0
今治保健所:1事例 (397事例目)		67	66	1		•	•	0
中予保健所:2事例 (384、385事例目)		20	12	8		•	•	0
八幡浜保健所:1事例 (428事例目)		(<u>1)</u> 52	(<u>1</u>) 51	1		•	•	0
宇和島保健所:3事例 (386、407、415事例目)		16	11	5			•	0

<調査中事例>

~则且个于 例/								
対処事例③:39事例		339	273	66		0	0	0
441事例目 【高齢者施設⑦·松山市】	4/5	(96) 232	(94) 224	(<u>2</u>) 8	+	0	0	0
337事例目 【繁華街·松山市】	3/21	1.073	873	200	+	0	0	0
389事例目 【職場内⑧·松山市】	3/31	(<u>8)</u> 194	(<mark>8)</mark> 178	16	+	0	0	0
409-1事例目 【飲食店⑦·西条市】	4/2	(20) 77	(20) 65	12	+	0	0	0
409-2事例目 【会食·集会·西条市】	4/2	(8) 27	(8) 20	7	+	0	0	0
416事例目 【学校③·松山市】	4/3	(21) 65	(19) 54	(2) 11	+	0	0	0
447事例目 【会食⑧·新居浜市】	4/6	6	1	5		0	0	0
356事例目 (宇和島保健所)	3/27	(1) 4	1	(1) 3	+	0	0	0
399事例目 (松山市保健所)	4/1	(<u>1</u>) 18	13	(<u>1</u>) 5	+	0	0	0
412事例目 (松山市保健所)	4/2	(6) 23	(3) 11	(3) 12	+	0	0	0
424事例目 (松山市保健所)	4/3	(1)	2	(1) 2		0	0	0
443事例目 (松山市保健所)	4/6	(<u>9)</u> 10	(<u>8</u>) 8	(1) 2		0	0	0
448事例目 (西条保健所)	4/6	(7) 8	(6) 6	(1) 2	+	0	0	0
451事例目 (松山市保健所)	4/6	(1) 2	0	(1) 2		0	0	0
456事例目 (松山市保健所)	4/6	(1) 2	0	(1) 2		0	0	0

況

【 R3.4.8 9時現在 】

<調査中事例:続き>

	事 例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
	464事例目 公山市保健所)	4/7	(3) 4	(1) 1	(2) 3		0	0	0
	465事例目 公山市保健所)	4/7	(1) 2 (1)	0	(<u>1</u>) 2		0	0	0
	437事例目 今治保健所)	4/4	(1) 2 (7)	(<u>1</u>)	1	+	0	0	0
	445事例目 公山市保健所)	4/6	(7) 9	(7) 7	2	+	0	0	0
	450事例目 公山市保健所)	4/6	(2) 36	(2) 34	2	+	0	0	0
(松	365事例目 讼山市保健所)	3/28	5	3	2	+	0	0	0
(枚	438事例目 讼山市保健所)	4/5	15	10	5	+	0	0	0
(446事例目 西条保健所)	4/6	1	0	1	+	0	0	0
(449事例目 西条保健所)	4/6	13	11	2	+	0	0	0
(松	458事例目 公山市保健所)	4/7	1	0	1	+	0	0	0
	459事例目 讼山市保健所)	4/7	1	0	1	+	0	0	0
429,	12事例 、404、417、423、 、435、444、455、 60、466、467事例目)		(34) 174	(34) 143	31		0	0	0
新 1	新規事例 3事例 合計	4/8	(1 <u>5)</u> 15	0	(1 <u>5)</u> 15		0	0	0
上記	PCR検査		(229) 11,423	(229) 11,423			_	_	_
以外	抗原検査		18,399	18,399			_	_	_
	合 計		(478) 43 ,1 53	(446) 41,526	(32) 1,6 2 7				

【凡例】●:接触者特定済、検査完了、健康観察終了 ○:接触者特定中、検査中、 健康観察中

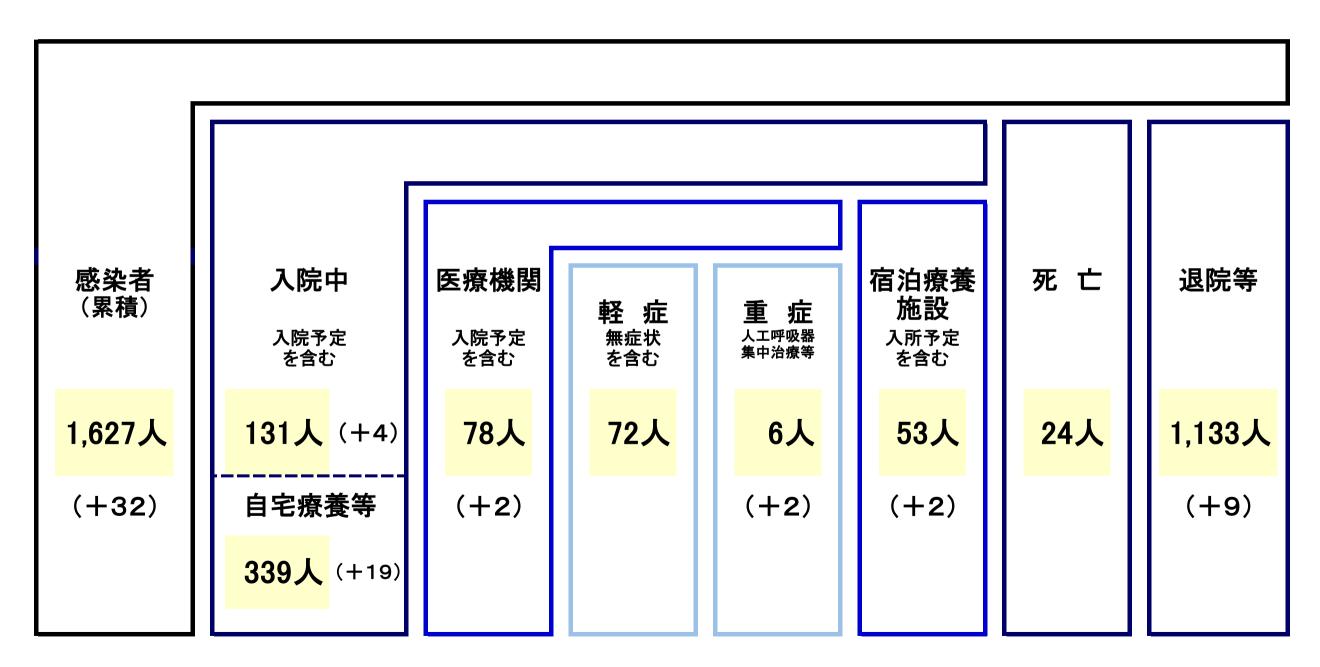
※上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センター 工能の(「内の検査数は、対応中の事例に関じて昨日失応した検査並びに関 で実施した検査の件数です。 このほか、診療・検査医療機関でも別途、検査が実施されています。 診療・検査医療機関での検査数は毎週金曜日に1週間の合計数を計上します。

	変異株PCR検査結果(県実施) ^{※1}				ゲノム解析結果(国実施)※2				【参 考】 変異株陽性	
	検査数	変異株陰 性	変異株 陽 性	判定不能	イギリス	南アフリカ	ブラジル	フィリピン	その他	事例数 (陽性者数計)
変異株検査	(24)		(23)	(1)						68事例(+13)
多共体快宜	261	121	135	5	18	0	0	0	0	(事例合計455人(+59))

- 変異株PCR検査は、新型コロナウイルスの陽性が確認された方の中から抽出して実施しています。 **※**1
- ゲノム解析結果には、国立感染症研究所による解析で特定の変異株の特徴がみられたが確定には至らなかった件数も含まれます。 **※2**
- 「判定不能」は、ウイルス量が少ない等の理由により、変異株であるかどうか判定ができなかった件数を示しています。 Ж3

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

検査陽性者の状況(4月8日 9時現在)



検査実績(管轄保健所別)

【R3.2.28現在】

保健所	市町	管内人口 (R元.4.1)	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
四国中央	四国中央市	87,005	1,331	1,266	65	4.9%
西条	新居浜市、西条市	228,516	2,553	2,519	34	1.3%
今 治	今治市、上島町	166,114	3,465	3,382	83	2.4%
中予	伊予市、東温市、 久万高原町、 松前町、砥部町	130,825	2,521	2,465	56	2.2%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、 西予市、内子町、 伊方町	140,128	3,887	3,812	75	1.9%
宇和島	宇和島市、松野町、 鬼北町、愛南町	110,631	2,106	2,084	22	1.0%
松山市	松山市	511,649	17,760	17,031	729	4.1%
計		1,374,868	33,623	32,559	1,064	3.2%

※先月の月末時点の検査実績(管轄保健所別)については、毎月下旬頃に更新する予定です。

「感染対策期」 4月8日(木)~4月21日(水)

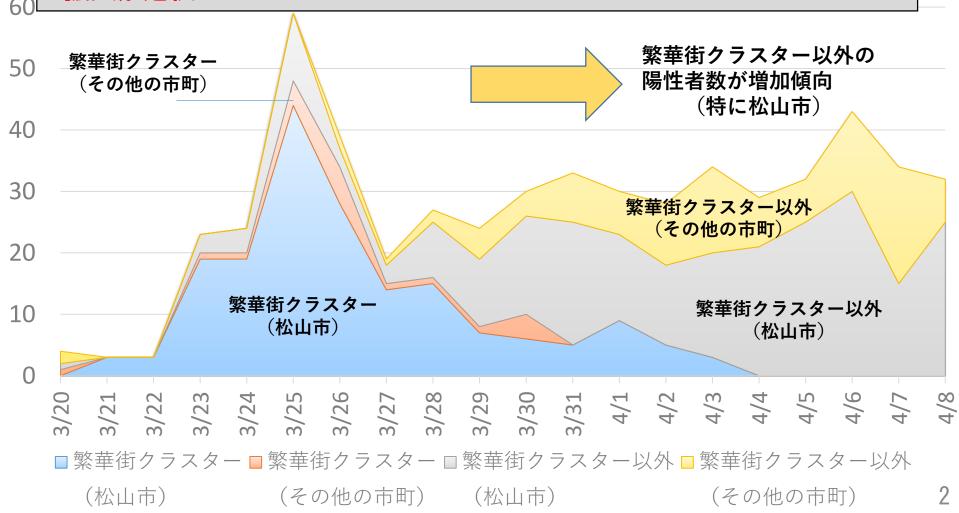
- ○感染リスクと医療への負荷は、最も深刻な水準です。
- ○感染回避を最優先に、人との接触をできるだけ避けてください。
- ○夜の「飲み会」だけでなく、日中の予定、友人や親族との集まり、地域の集いなど、幅広い接触で感染が広がっています。

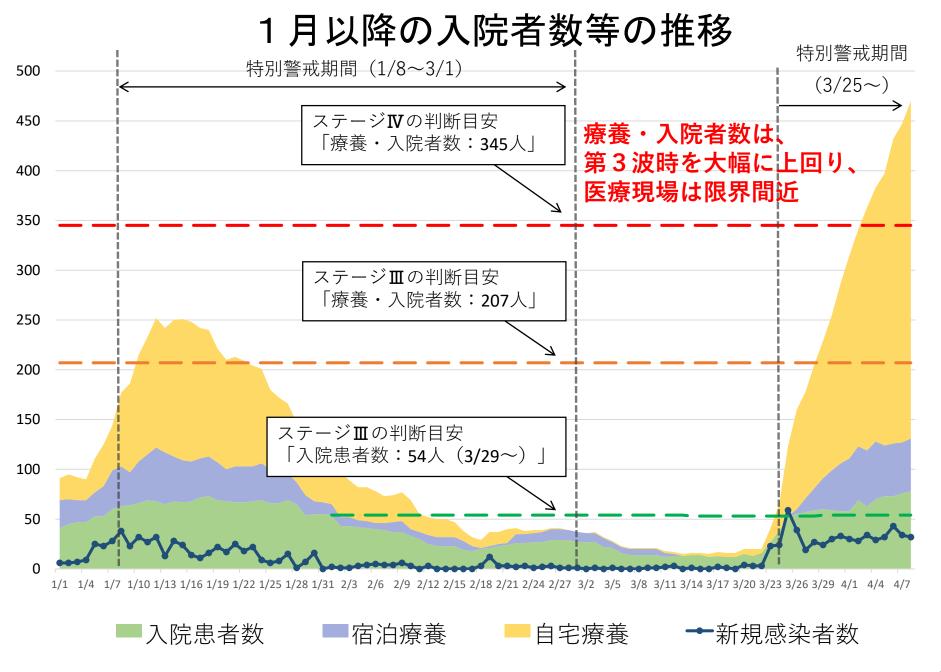
この2週間、最大限の警戒とご協力を!

県内の感染状況は「拡大局面」へ突入

- ・松山市繁華街クラスターから、家庭内や職場、生活上の接触等により、地域に感染が広がり、もはや松山市内は「市中感染のまん延」状態に
- ・松山市から、その他の市町への感染の持ち出し等により、県下全域での感染 拡大が危惧

70





≪国の「ステージⅢ」の判断目安である7指標≫

【本県に当てはめた場合】

【現在の水準】

- ・入院患者数
- 5 4 人以上

・□は本県過去最高値

- (ステージⅣ:135人以上)

・療養・入院者数は

・重症者

7人以上

(ステージⅣ:17人以上)

ステージⅣの目安を超過 6人

・療養・入院者数 207人以上

(ステージⅣ:345人以上)

(ステージⅣ:同上)

・陽性率

10%以上/週

6. 1% (4/2~4/8) ※8.3%(1週前)

・新規感染者数 207人以上/週

232人 $(4/2\sim4/8)$ ※202人(1週前)

- (ステージⅣ:345人)
- ・直近1週間の感染者数が先週より多い

(ステージⅣ:同上)

・感染経路不明

50%

(ステージⅣ:同上)

先週より増加(先週222人)

30.6% (71/232件、4/2~4/8)

≪全国(上位10都府県)の感染状況≫

ステージ	都道府県	人口10万人あたり 新規陽性者数
	宮城県	4 1.2 0
ステージ 4	沖縄県	4 0 . 4 7
	大阪府	3 2.5 7
	山形県	20.41
	兵庫県	18.84
ステージ 3	東京都	18.72
	奈良県	17.67
	<u>愛媛県</u>	<u>15.09</u>
ステージ2以下	埼玉県	1 1.7 8
ステーシィ以下	千葉県	1 1.5 4

※4/2厚労省公表

人口10万人当たり新規陽性者数:4/1までの直近1週間

感染予防と社会経済活動のバランス

警戒レベルの設定(3区分)

- 基本的に、以下の3つの警戒レベルを設定し、感染状況等(まん延度合い、医療負荷 等)に応じて感染対策と社会経済活動等のバランスを図る。
- 警戒レベルに基づく要請等は、県下一律で行うものに加え、<u>感染状況に応じて、市町や</u> エリア単位での対応も行う。

【感染縮小期】



【特別警戒期間】

感染予防を重視 社会経済活動は制限付きで展開

感染予防

社会経済 活動等

[実績] R2.5/11~6/18、R2.11/20~現在 ※1/8~3/1、3/25~現在:「特別警戒期間」 感染予防を最優先 社会経済活動はできる限り縮小

感染予防

【感染対策期】

社会経済 活動等

「実績」なし(ただし概ね昨年5月の 連休期間中)

感染予防と社会経済活動のバランス を図る

感染予防

社会経済 活動等

[実績] R2.6/19~11/19

「感染対策期」の要請内容等

項目	4 月 7 日以前	4月8日以降			
対策期間	3/25(木)~4/7 (水)	4/8(木)~4/21(水)			
期間名称	「感染警戒期」~特別警戒期間~	「感染対策期」へ切り替え			
	首都圏(1都3県)への往来や 出張は慎重に判断(協力依頼)	・外出や人との接触、会合の機会を減らす・松山市との往来自粛・感染拡大地域(首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県)への不要不急の出張・往来自粛			
	「年度替わり」の注意 「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】	・不要不急の外出自粛≪松山市限定≫ 【法要請】			
	飲食店利用や会食の注意	会食の注意【法要請】			
	「5つの場面」の注意	継続【法要請】			
要請・	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層	テレワーク、時差出勤の利用促進、職場内の感染防止			
	促進	対策の徹底【法要請】			
協力依頼 内容	酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮 の要請(協力金を含む)【法要請】	継続【法要請】			
	業種別ガイドラインの実践	継続【法要請】			
	医療・高齢者施設の面会制限 (施設長等の判断のもとで実施)	継続			
	・身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】 ・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止 ・松山市内中心に教員の見守り活動を強化	・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】・練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請・教員の見守り活動を強化【全県】			
	イベント等感染対策の徹底	県主催の集客イベントの延期・中止			
		県管理施設の使用の制限 7			

「感染対策期」の要請内容の要点

【県民の皆さんへの要請】

- ○外出や人との接触、会合の機会を減らす
- ○松山市との不要不急の往来自粛
- ○感染拡大地域への不要不急の出張·往来自粛 《特に松山市》
- ○不要不急の外出自粛

【事業者の皆さんへの要請】

○感染防止対策の改めての徹底

【県民の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

- ○外出や人との接触、会合の機会を減らす
 - →毎日顔を合わせている人間関係の中で過ごす (親族であっても日常的に会っていない者との接触は避ける)
 - ※高齢者の介護や日常生活の支援等、必要があるものは対象外
 - ▶体調に異変を感じたら、外出や人との接触を必ず避ける
 - ▶基本的な感染対策の徹底(マスクは適切に着用(鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効)
 - ▶「3密」の場は絶対に避ける
- ○松山市との不要不急の往来自粛
- ○<u>感染拡大地域(首都圏やまん延防止等重点措置の適用</u> 都道府県等)への不要不急の出張・往来自粛

【特に松山市の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

- ○不要不急の外出自粛(夜だけではなく、日中も含め)
 - ※不要不急の外出の例
 - ・友人や同僚など、家族以外の方との集い
 - ・趣味のスポーツや文化・余暇活動
 - ・町内会等の地域の集い
 - ・不特定多数が集まるイベントや会合への参加
 - ⇒既にある予定も、この2週間、見送りや延期について、強く検討を求めます

【**事業者の皆さんへの要請**】(特措法第24条9項)

- ○感染防止対策の改めての徹底
 - ➤歓迎会や職場全体での大人数での飲み会は自粛 4人以下で実施する場合も、普段顔を会わせている人と長時間を避ける
 - (2時間以内)など、感染リスク回避を徹底
 - >テレワーク、時差出勤の利用促進
 - →日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止 対策の徹底
 - ⇒毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
 - ➤松山市や感染拡大地域への出張は、ウェブの活用や延期など代替案を検討

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- ○参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期 又は中止(県主催イベント)
- ○オリンピック聖火リレーの取扱い

 - ➤イベント等の縮小、事業の見直しで経費を節減し 医療・福祉関係者等へエールを送る

ことを、県実行委員会で調整のうえ 東京オリパラ大会組織委員会と協議

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【県管理施設関係】

- ○県管理施設のうち**松山市周辺の集客施設**(とべ動物園、 えひめこどもの城)は**閉館**
- ○その他の集客施設は入場制限の上、開館
- ○県管理施設の貸館利用 (予約済みに限る) は継続
- ○県管理施設でのイベントは、以下の許可条件を付して、

使用を許可

<許可条件>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の 連絡先の把握

学校活動の制限等

【学校関係】

- ○身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】
- ○練習試合等の対外交流禁止を全県に拡大
 - ▶公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請
- ○教員による見守り活動を強化【全県】

【その他】

- ○県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- ○GoToイート食事券の追加販売(4/16開始予定)は 当面の間延期【全県】

感染拡大を防ぐための対策

- ○宿泊療養施設の追加確保(調整中)
- ○高齢者施設職員の一斉検査の実施
 - ·実施地域:松山市、新居浜市、西条市
 - ※感染状況を見極めながら対象地域を選定
 - ・対象者:第一段階・・特別養護老人ホーム
 - 第二段階・・認知症高齢者グループホーム
 - 第三段階・・軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

【県民・事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

- ○感染拡大地域(首都圏やまん延防止等重点措置の適用 都道府県)への不要不急の往来や出張の自粛
 - ◆やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、 感染回避行動を徹底
 - ●帰県後2週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、 懇親会等の参加は控える
 - ※首都圏(1都3県) 令和3年3月21日まで緊急事態措置を実施すべきとされていた都県 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
 - ※まん延防止等重点措置の適用都道府県 (4月8日時点での適用府県:宮城県、大阪府、兵庫県)
- ○その他、感染者が増加している地域への往来や出張時は注意

【事業者の皆さんへの要請】 (特措法第24条9項)

○酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市繁華街(一番町〜三番町、花園町等)で、食品衛生法の飲食店営業 許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容]営業5~21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] **令和3年4月1日(木)午前0時~4月21日(水) 24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

- <u>営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給</u> 営業時間短縮に協力した飲食店に対し、 <u>4万円/日(21日間で1店舗あたり</u> 8 4万円の協力金を支給。
- ※県と松山市が共同で実施。併せて、松山市繁華街への見回りも行う。

【県民・事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

- ○会食に関して、次の事項に注意
 - ●日常の会食は、基本的に4人以下
 - ▶毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と
 - ▶席の間隔を十分空けて
 - ▶大声を出さない。羽目を外さない
 - >長時間の飲食は避ける(2時間以内)

■会食に関する注意事項■

①店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》 座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

【県民·事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

- ○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意
 - ※「5つの場面」
 - ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、
 - ③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践

【医療機関・高齢者施設等への協力依頼】

○面会は時間や人数を制限し、厳重な感染予防策を実施

(施設長等の判断のもとで実施)

- ①施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の 必要性を検討
- ②面会時は厳重な感染予防策を実施

■会食に関する注意事項■

【必ず守るべき3つの条件】

①店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》 座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、 消毒液の設置、換気の徹底



②参加者の2週間以内の行動歴を確認 「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面 に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

日常の会食は、基本的に4人以下

- →毎日顔を合わせ、
 - 感染リスクの高い行動のない人と
- →席の間隔を十分空けて
- →大声を出さない。羽目を外さない
- →長時間の飲食は避ける(2時間以内)